

第12次東京都交通安全計画の策定について

資料3

1 現行計画の目標と過去5年間の交通事故の状況

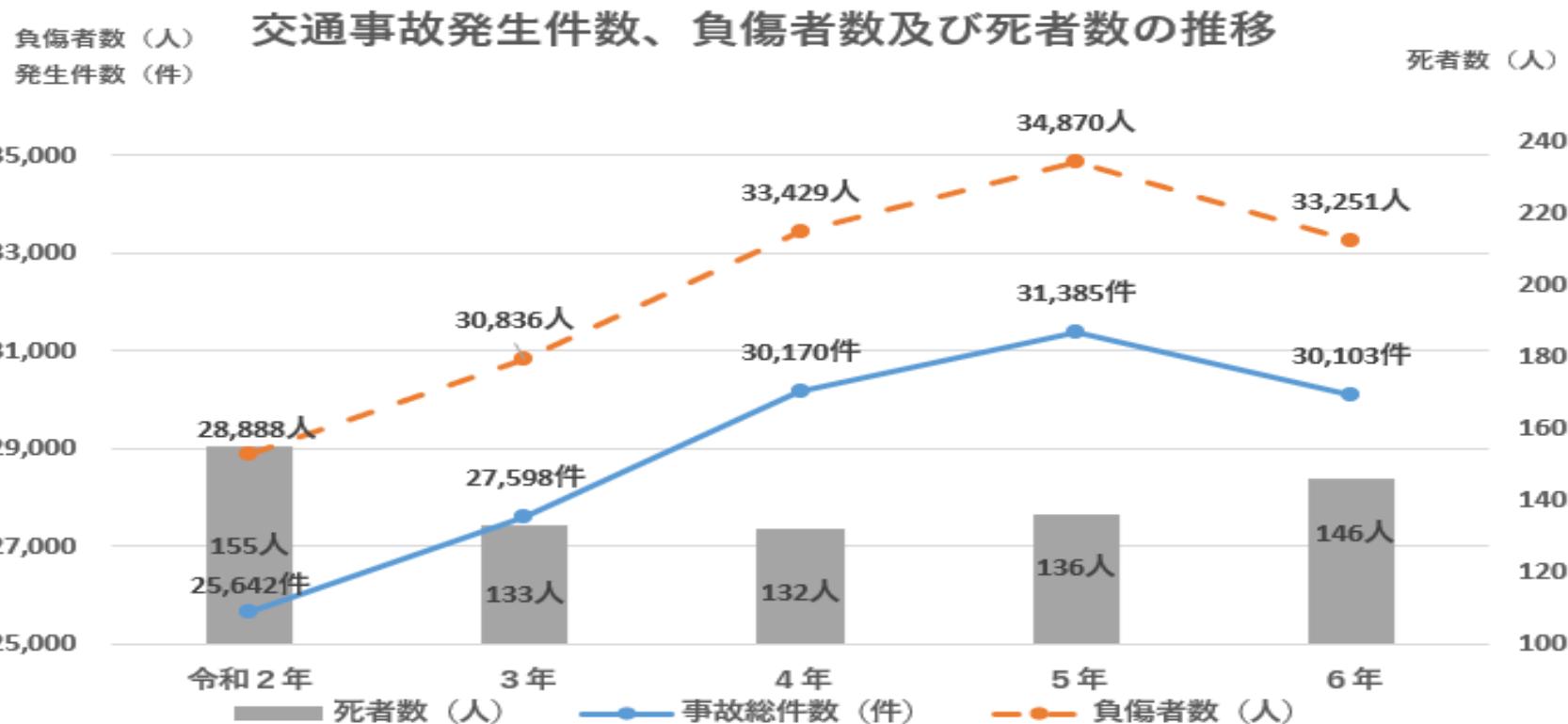
第11次交通安全計画（令和3年～令和7年）

○目標

| | |
|------|-----------|
| 死者数 | 110人以下 |
| 死傷者数 | 27,000人以下 |

○目標の達成状況

- 死者数は、令和4年に戦後最少の132人に減少したが、その後増加に転じている。
- 発生件数及び負傷者数は増加傾向にあったが、令和6年は減少に転じた。
- 令和7年10月31日時点での死者数（114人）、死傷者数（27,443人）であり、目標は達成できず。



2 計画の位置付け

- 国の交通安全基本計画に基づき策定する、都内の陸上交通の安全に関する諸施策の大綱であり、区市町村が作成する交通安全計画の指針（根拠法：交通安全対策基本法）
- 知事を会長とする「東京都交通安全対策会議」において策定
- 計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年

3 第12次計画の目標（目途）

死者数目標「110人」（第11次据え置き） **死傷者数目標「25,000～27,000人」**（第11次据え置きor減）

（参考）国の目標

11次計画（現行）：死者数2,000人以下、重傷者数22,000以下

12次計画（中間案）：死者数1,900人以下、重傷者数20,000人以下

4 施策の方向性

- 近年の利用者による交通事故実態や違反の状況を踏まえ、「特定小型原動機付自転車等を始めとする小型モビリティ」について新たな重視すべき視点に設定
- 在留外国人、訪都外国人旅行者等の増加を踏まえ、「外国人の交通安全対策の推進」について新たな重視すべき視点に設定
- これまでの取組を継承し、「高齢者及び子供」・「自転車」※・「二輪車」・「飲酒運転」を重視すべき視点に設定
※交通安全計画の趣旨に沿い、「東京都自転車安全利用推進計画」の改定を行う
- 衝突被害軽減ブレーキや自動運転の実用化等、「先進技術の活用」を引き続き重視すべき視点に設定

5 計画策定スケジュール

| | |
|-----------|--|
| 令和7年11月 | 東京都交通安全対策会議幹事会、次期計画原稿作成依頼 |
| 令和7年12月 | 各機関原稿締切 |
| 令和8年1月-2月 | 原稿取りまとめ・次期計画中間案作成、第3回東京都交通安全対策会議幹事会 |
| 令和8年2月 | パブリックコメント |
| 令和8年3月-4月 | 国の交通安全基本計画策定後 に東京都交通安全対策会議において、都計画を策定 |

第12次東京都交通安全計画の策定について

5 施策の方向性について（詳細）

○国の重視すべき視点（案）を踏まえ、以下のとおり検討する。

- 特定小型原動機付自転車等を始めとする小型モビリティ**について、近年の利用者による交通事故実態や違反の状況を踏まえ、基本的なルールの周知の徹底や交通安全対策を推進していくことを追加
- 在留外国人、訪日（都）外国人旅行者等の増加に伴う外国人運転者による交通事故を抑制するため、関係機関が連携して、日本の交通ルール・マナーについて効果的な交通安全教育・広報啓発を推進していく等、**外国人の交通安全対策の推進**について追加
- 衝突被害軽減ブレーキや自動運転の実用化等、**先進技術を活用**していくことを記載
- 高齢者及び子供、自転車、二輪車、飲酒運転については引き続き記載

現行（第11次）交通安全計画

- 第1章 はじめに
- 第2章 道路交通事故の現状
- 第3章 鉄道及び踏切の事故の現状
- 第4章 第11次東京都交通安全計画の目標
- 第5章 重視すべき視点
 - 1 高齢者及び子供の交通安全の確保
 - 2 自転車の安全利用の推進
 - 3 二輪車の安全対策の推進
 - 4 飲酒運転の根絶
 - 5 先端技術の活用
 - 6 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進
 - 7 東京2020大会を踏まえた交通安全

次期（第12次）交通安全計画（案）

- 第1章 はじめに
- 第2章 道路交通事故の現状
- 第3章 鉄道及び踏切の事故の現状
- 第4章 第12次東京都交通安全計画の目標
- 第5章 重視すべき視点
 - 1 高齢者及び子供の交通安全の確保
 - 2 自転車の安全利用の推進
 - 3 二輪車の安全対策の推進
 - 4 飲酒運転の根絶
 - 5 **特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進**
 - 6 **外国人の交通安全対策の推進**
 - 7 **先進技術の活用**